

午前10時44分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、7番浅尾静二議員の質問を許可します。7番浅尾静二議員。

（7番浅尾静二君登壇）

○7番（浅尾静二君） 皆さん、おはようございます。7番浅尾でございます。本日は小雨の中、議会傍聴、ありがとうございます。いよいよ3月になりまして、きょうは5校で卒業式が行われております。この朝倉市の長年頑張っていただきました職員の皆様もこの3月いっぱい退職される方もおられます。本当に御苦労さまでございました。やめられた後も、退職された後もこの朝倉市のためにまた御尽力いただけたらと思っております。

私、2月の20日に市政報告会を行いました。それは11月に朝倉市議会として初めて議会報告会をしたんですけども、それにやっぱり刺激を受けまして、これは私も、今までもちょこちょこは町の総会とか、ちょっとした総会ではやっていたんですけども、市議会のあいつたやり方、パワーポイントを使って、最後は意見交換会までして、そしてアンケートも書いてもらってというやり方でやってみました。

なかなか自分で考えながらやったもんですから、どれだけ理解していただけたかなというのがあるんですけども、その中で、皆さんからの意見があった中で、やはり、この一般質問のあり方についての意見がございました。意見を、「質問の中でいろいろ議員もいっぱい質問してるけど、言いつ放しじゃないか」と、「その後どういうふうに執行部が動いているのかわからない」と。

市議会の議会だよりの中でその報告等は上がっておりますけども、なかなか実態がつかめないと、そして、きょうまた一般質問の中でちょっとしますけども、「朝農の跡地の問題についても今までどれだけの議員が質問したか」と、「全然変わらないじゃないか」という厳しい御意見。

あるいは、私が一番ずっと言っております、当然私の地元でございましたから、甘木のバス停の問題についても、「あなたがいつも質問してるけども、『検討しております』とか、『西鉄に交渉しています』とかいう話でいつも終わっているじゃないか」という厳しい御意見でした。

もっと、その方も御意見の中に、「委員会の中で代表をしてやったらいいんじゃないか」という御意見でしたけども、その言葉の裏には、やはり議員の、いわゆるわかりやすく言えば会派なりをつくって、自分たちのグループの中で早く執行部が動くような、そういう質問もやってみないかというふうな市民の、やはり、今の朝倉市のあり方についての御意見でした。

当然、やはり市民の皆様も我々議会の動きについて、そういった厳しい見方をしてあるなというのを実感したというのを非常に印象を受けました。

今後、我々今、議会活性化というところでの動きをつけておりますけども、今からはそ

うということも視野に入れながらやはりやっていかなければならないというふうに思いました。きょうは、そういうことも思いながら質問したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(7番浅尾静二君降壇)

○議長(手嶋源五君) 7番浅尾静二議員。

○7番(浅尾静二君) それでは、通告に従っていきたいと思います。

まずは、市長施政方針についてでございますけども、まず最初に、補正予算について質問したいと思います。

今、テレビ、新聞などで毎日のように流れているアベノミクスという言葉が非常に今毎日耳にしますけども、デフレ脱却の合言葉に日本経済再生の動きが出て、円安株高と好調な滑り出し、国民の安倍政権に対する期待感が非常にやはり大きいと思っております。

いわゆるアベノミクスの3本の矢として大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の方針が出て、前政権の当初予算では景気の底割れを回避できないと、25年度当初予算を一体にやって、しっかり経済を下支えをするということで「大型の補正予算と新年度予算を一体としたいわゆる15箇月予算として経済対策を実行する」と言われております。施政方針にも、「市としても時期を失することがないよう的確に対応していく」とあります。

今回の国の大型補正の緊急経済対策は、復興防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心と地域活性化の3分野で即効性や需要、創造、効果の高い施策を優先的に実施すると説明しております。実質は、防災減災を中心とした公共事業で景気回復を狙っているように思いますけども、ある見方によりますと新年度予算の前倒しではないかと言われております。

そこで、朝倉市としては経済対策に的確に対応しているかを、この補正予算は的確に対応しているかをまずお尋ねしたいと思います。

○議長(手嶋源五君) 副市長。

○副市長(埜本 潔君) まず、今、議員おっしゃいましたように、補正予算と当初予算を一体のものとしてとらえて、切れ目なく対応していくべきではないかということにつきましては、そのような観点から検討を行いました。

国の24年度の補正予算、それから、25年度の当初予算につきましては、御承知のように財務省の概算要求のやり直しということで、それに伴いまして予算の組み換え作業等が年末年始にかけて慌ただしく行われたと、市の予算編成につきましてもそれに引っ張られる形で大幅な事務的な作業についてはおくれを強いられる状況でございました。

例年、年内には示される地方財政計画が大幅におくれであったということで、予算編成につきましては実質的にかなり困難を要するものとなったと。

市の予算編成につきましては、この地方財政計画をもとに交付税等の歳入を過大に見積

もることがないように編成することということになっておりますので、そのような観点から議会の皆様にもお示しすべき施政方針であったり予算関係の資料であったり、そういうものにつきましてもなかなか難しいと。

要するに事務作業がなかなかできないということを御説明したところなんですが、諸事情ございまして、最終的には例年どおりの作業をということでございまして、そういった中で作業を行ったと。

国のほうから出たその1月の29日、地方財政計画、それから、各省庁の予算概要原案というのが出ましたんで、それを1枚ずつめくって行って、各部局のほうにつきましましては、それぞれの部・課で確認をすると、私自身は、まず、秘書政策課、政策部門である秘書政策課と各省庁、全省庁の分を1枚ずつめくりました。

さらに、財政課と、先ほどの話でも出ていましたけれども、前倒しするものはないのか、市としてすぐに取り組むべきものはないのか、あるいは、後年度予定しているものの中である程度今対応することによって有利なものはないのか、あるいは有利でなくても今やるべきものはないのか、そういったさまざまな議論を行って補正予算、あるいは当初予算を編成したということです。

あと、県との連携につきましても、いろんな角度から情報収集を図りまして、緊急雇用対策、あるいはその他の対策、現在も引き続き検討を行っているものも実はございまして、場合によっては議会の皆様にも改めて御審議いただければいいかなとは思っているんですけども、そういったさまざまな雇用対策、経済対策について検討を行ったと。

最終的には、3月補正では7億円余りの経済対策の予算を計上して、また、当初予算で4,000万円余りの緊急雇用対策の予算を計上しておるという状況です。これに限らず、経済対策ということになりますとこれまでも行っていまして、地域からも評価が高いプレミアム地域振興券の発行を引き続き行くと、あるいは、これまで行った対策の中で取り組むべきものについては行うということでやっております。

いずれにしても全省庁の予算も見ながら今回編成したところではございますけれども、今後もしっかりとアンテナを立てて、必要な施策については議会の皆様にもお諮りしたいというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） 詳しく説明していただきましたので、よくわかりました。今回、3月補正予算の概要というところで資料をいただいたんですけども、内容は、金額とすれば7億4,800万円という経済対策経費ということで上げられております。

先ほども言いましたように、前倒し的な要素が強いというところでの印象があったんですけども、それも、時期も1月29日にそういった情報が初めて入ってきたからということで、こういう形で出てくるのが補正予算でしょうから、それについてとやかくといたしますか、中身のいろいろほかにもっと事業があるんじゃないかという私もそういうことはする

時間もないのかなとは思っていますけども。

的確に朝倉市の今の経済状況を踏まえた中で、先ほど4,000万円の雇用創出とか雇用対策もこの中には出てきておりませんが、25年度予算の中にはやっているということで聞きましたので、それは安心したんですけども、的確にそういう地域経済についてのことを重点にいろいろ取り組んでいただきたいということで思いました。

それでは、次にですけども、空き家等に対する行政代執行の検討についてということでお尋ねをさせていただきます。

この件につきましては、昨年、朝倉市老朽危険空き家の適正な管理に関する条例を去年4月1日だったと思いますけども、執行しました。

それまでにいろいろ今の朝倉市の中で老朽危険家屋が出てきて倒壊のする、市民の生活に本当に危険を及ぼすような状況がたくさん出てきているというところで、市も一生懸命考えていただいて、この条例を施行していただいたことについては非常に、私もその面にかかわってきた一人として非常にありがたかったかなというふうに思っております。

まずは、去年その条例を施行していただきまして、どういうふうな具体的に空き家とか老朽家屋の改善が市民の方になされてきたのかということ、まず実態として、認定した数とか、それから、勧告とか命令とか、そういうとこまで踏み込んでやったのか、そこまですなくても実態としていろいろ進みましたよというのがわかればちょっと報告をしていただきたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 都市建設部長。

○都市建設部長（上野篤也君） 今、議員がお話をいただきました老朽危険空き家に対する条例が昨年の3月定例会で審議をいただき施行をされたということでございます。この中で、その条例の中に指導勧告とか、それから、命令とか、そういう順序立てたところでの条例でございました。

その中で進めているところにおきまして、現行条例で生じております問題点と申しますか、それについて行方不明の方でおられるとか、それから、抵当権が入っている土地ですとか、そういういろいろな事案、問題点が見えてきている状況でございます。

この状況に対しまして、今後どのような形で、どのような方法で、どのような手順で進めていくかと、そういうことに対しまして今後その対策について進めていきたいと、そういうような形で今回専門委員会を設置をいたしまして、その中で意見を伺いながらやっていこうという形でございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 都市計画課長。

○都市計画課長（末次和幸君） 24年度に相談件数がございました老朽空き家の関係でございしますが、相談件数が15件ございました。そのうちに老朽危険空き家と認定した分が13件でございます。助言指導を通知した分が10件、3件につきましては行方がわからなかったもので助言指導の通知を出されませんでした。

それから、面談、それから、電話等で相談を伺ったのが9件、それと、勧告、命令を出した分が1件ございます。この方につきましては公表までには至らんで、解体の承諾をいただいております。

それと、解体が行われた分が1件、それと、もう1件が、もうすぐ解体が行われるというのが1件ございます。それと、解体承諾の手續中の分が2件ございます。解体承諾で、ちょっと崩す資金がありませんのでということで、転売を模索されている分が2件ございます。財産放棄が3件ということでございます。以上でございます。

それから、朝倉コミュニティのほうから今、危険空き家の情報が寄せられておりますので、20件ほど。今現在調査をしているところでございます。以上です。

○議長（手嶋源五君） 傍聴席にお願いいたします。私語は慎んでいただきたいと思しますので、よろしくをお願いいたします。

7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） 結構、やっぱり条例ができて、それだけ動いてきたなというのが、たった1年でからそれだけ成果が出てきているのがわかるので、非常にやっぱりよかったなと思っております。部長のほうで次の行政代執行についてはお話が先にされましたんであれですけども、専門委員会を立ち上げて、行政代執行の検討も初めていくということで、のことだろうと思えます。

市民とすれば、行政代執行までするという条例をつくるというのは、これはやっぱりいいことなんです。早くそれだけ行政も、なかなかそういう難しいところがあった場合は、行政代執行までやってその建物を排除していくという、その方向性は非常にありがたいことと思っております。

しかしながら、本当にじゃできるのかと、専門的な分野がいっぱいあって難しい問題があるだろうと思えますけども、所有者がわからないとか、先ほどあってましたように抵当権に入っているとか、市が解体しても、代執行した後に徴収金が取れないという、恐らくそういう現実のとこばかりじゃないかなと思うんです。

行政代執行までをする以前に、先ほど課長がちょっと申してましたように、お金がやはりかかるもんですから、お金がないというところもあるでしょう。やりたくてもできないというところが実際現実的にあると思えますんで、よその自治体を調べてみると、例えば解体費用の50万円を限度に半分を補助するとか、3分の1を補助するとか、そういう自治体も幾つかあるようですけども。

まずは、そういった規約とございますか、そういうものをつくって、要綱なりをつくって、まずは裏返した後に、これでもやはり進まないといったときに、行政代執行までをと思えますので、私は、まずはその空き家対策、老朽家屋の危険なものに対する助成制度ということも検討を視野に入れて考えていくべきじゃないかなと思えますけども、それについてはいかがお思いでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） 議員おっしゃいましたように、他の自治体におきましてそのような状況があるということは我々のほうでも承知をしています。

ただ、基本原則にのっとりしますと、やはり、家屋につきましては、あくまで所有をしてある方が管理をしていくということが基本になりますので、そこを公費を入れてということになりますと、適正に自己資金で管理しておる方との関係を見ますと、場合によっては、それは適正にやっているほうが不平等じゃないかというふうな議論も出てきますので、まずは原則のところから議論には入っていこうというふうに思っております。

ただ、空き家となっておりますものの実態を見ますと、先ほどの担当課長のほうからの説明にもございましたけれども、居住者がいない場合、その所有者が適切に管理せず倒壊の危機が生じかねないというふうな状況になっておって、通行人、あるいはその近隣の住民に危険が及ぶということもあります。

本市におきましても倒壊の恐れがある空き家に対して、まずはその所有者に適正な管理を義務づけると、市は危険な空き家を調査して助言、勧告、命令を行うと、改善が上がった場合には公表するというような措置を先ほども御説明したようにとっておるんですけども、緊急時の安全確保については、やはりさらに踏み込んで所有者がそのようなことをとれない場合には行政代執行法に基づく空き家の解体。

その後には、基本的には所有者からの費用の徴収をできるような形を考えないといけないのではないかとこのように思っております。

ただ、このことにつきましては、要綱とか規則とか、そういった簡単なことではございませんで、補助という意味で要項なりそういったふうに御説明されたんだろうと思えますけれども、このような制度を実際にやろうとしますと、やはり条例化が必要だというふうに考えておりますので、その際には条例案を議員の皆様にお示しして、そこでしっかりと御議論をいただくと、そのことを行った上で考えていくべきものだというふうに考えています。

25年度には、まず個人の財産を手をつけていくということと、生命に危険が及ぶこと、いわゆる公共の福祉との比較衡量といえますか、そういったことについて安全確保のためのその解体と言いましても、どう考えるべきなのかと、危険の度合いであったり、そういうことをどう捉えるべきなのかと。

そういった中で個人の財産をどのように考えていくべきなのかということ、行政だけではなくて、有識者も交えまして議論を行って制度構築を図ると、その上で条例案をお示しして具体的なものにつなげていくということで考えています。

冒頭申し上げましたように、家屋につきましてはあくまで所有者が管理すべきものだということが原則として考えておるところです。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） 副市長の、これからは行政代執行を見据えた中で検討していくというのがうかがえたんですけども、公費を個人の所有物に入れていくというのは、これは原則に反するというのは、それは当然の話でございまして、結局そういうことが問題になって老朽家屋がたくさん出てきているのは、出てきて、それは個人では解決できなくなったからどうしようかというところで、今非常に去年から話があつてんですけども。

行政代執行にいたしましても、所有者が特定できないとか、抵当権が入っていたらどうするのかとか、当然それは頭に入つてあると思いますけども、恐らく徴収金は回収できないでしょ、そういうところは。じゃ公費を投入するということは、歴然として、最初からわかっている状態のところをやろうとするわけですから、そこで今ここでいろいろやりとりをしても、私もその法的な知識がありませんので答えは出てこないと思いますけども。

ただただ言えるのは、去年そういう条例ができて、かなり前に進んできているという実態があると、それでもなおかつ解決できないところがあると、それについて今後どうするかということで、そこが助成制度なのか代執行なのかというところがあると思いますけども、代執行については、市がやると言えばそれはいいんです。責任持って、それが一番最終手段でしょうから、ただ、それについてはいろいろ問題があるんじゃないかというところで思いましたんで、これを取り上げたんですけども。

そういうふうな形で、代執行を見据えた中でずっと検討していくということについては、私は賛成しますんで、しっかりそこら辺は早く、住民の皆さんが一日も早いそういう危険なところを管理している住民の皆さんが安心できるように取り組んでいただきたいと思えます。

次に行きます。次は、住宅等建物の耐震改修促進計画の策定についてですけども、まず、内容の概略を、簡単でいいですけど、説明をお願いしたいと思いますけども、できますでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 都市建設部長。

○都市建設部長（上野篤也君） 住宅建物の耐震改修促進計画でございしますが、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律が平成18年の1月に施行されております。この法律の中に、市町村におきましても耐震改修促進計画を定めるよう努めるとすると、そういうような形で定義をされているところでございます。

これを受けまして、国土交通省は建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針において、可能な限り市町村においても耐震改修促進計画が作成することが望ましいと、そのような形で示しているところでございます。このことを受けまして、平成18年の3月に福岡県でも福岡県耐震改修促進計画が策定されたところでございます。

今回このような形で市のほうも取り組みをしていくと、そのような形で方向づけをしておるところでございしますが、この具体的な内容と申しますと、公共建築物の耐震化とか、それから、民間特定建築物の耐震化、それから、その耐震化促進に向けた効果的な普及啓発

等々をうたっているところでございます。

この対象となる建物につきましては、昭和56年5月以前に建築または工事が着手されたものとなっているところでございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） 震災があつて、以前からこういう県もこの耐震改修促進計画はつくっておるのは私も見ましたが、やはり、民間の特定建築物とか公共の特定建築物もちろん耐震診断をして、その改修に努めなければならないということで、特に民間の特定建築物とか一般住宅の耐震診断とかもそうやって進んでいくのであれば、やはり、ほかの自治体も見ている限り、この計画の中身を見ている限りにおいても公共施設は災害時地域防災拠点にならなければならないと、民間の建築物に対して耐震化を進めるためにも先導的役割を果たさなければならぬと、率先して耐震化を進める必要があると、こういうふうにも書かれております。

当然、公共施設ということになると市役所、ここの建物も当然昭和56年以前の昭和40年ですか、ここは、それぐらい古い、もちろん耐震も全然ないでしょう。診断もされたことはないと思いますけども、当然ここの市役所の耐震診断も私はされるものと、されるつもりだからこういう耐震改修促進計画をやろうというふうに、私はそういうふうに受け取れました。

また、四、五日前の新聞でしたけども、耐震改修促進法の改正案が今国会に出されております。これは、昭和56年以前に建てられた不特定多数の人が利用する施設や学校、幼稚園など大規模なものは耐震診断を義務づけと、そういうことになっておりまして、または診断の拒否や結果の虚偽報告をしたら100万円の罰金とか、この耐震診断の実施期限が2015年末までで自治体は公表をしなければならないと、そういうふうにどんどん厳しくなってきたりしておりますけども。

まず、市長にお伺いしますけども、この耐震改修促進計画をこの施政方針の中でやるということは、この市庁舎についても耐震診断をやるということで受け取ってよろしいのでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） まだこれから耐震促進計画については具体的にしていけますので、その庁舎の問題、非常に必要な問題ですけれども、どのような形でうたい込んでいくのかという具体的なものは現在のところはっきりしたものは持っておりません。

おっしゃっているのは、今、議員おっしゃいましたように、古い建物ですし、耐震補強もなされてないと、市役所はこのままでいいのかというようなことでしょうけれども、具体的にじゃ市役所の問題をどういうふうにこの促進計画の中に入れ込むのかということについては、今はっきりしたものはございません。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） お答えになっていないと私は聞きながら思っていますけども、この耐震改修計画を、この施政方針の中で検討していくということで、策定についてやりますということであっているんです、施政方針の中に。当然、その中身は、見れば、公共特定、要するにこういうふうな人が、不特定の方がたくさん集まる場所については、特に公共施設については耐震診断をしなければなりませんよということがはっきり書いてあるんです。

それがわかっているのに、じゃ、そのことについてはまだ余り考えていません。今からそのことについては検討していきますというのではちょっとおかしいんじゃないかなと思いますけども、いかがですか。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） 考えてないというふうには申し上げておりませんが、具体的などのような記述にするのか、どのような具体的な盛り込み方にするのかということについてはまだ、今からつくるわけですから、今の時点ではございませんということで、庁舎の問題が何ら問題もないと、そういうふうなことを言っているわけではございません。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） この庁舎の問題については、建てる、建てないとかいう話ではなくして、やはり、地震が来たときに市民の方、あるいは職員の皆さんが本当に防災の拠点にならなければならないところが市役所なんです。地震以外のことももちろんございます。去年の杷木地区の大水害についても、ああいう場合の災害についてもここが拠点となっていなければならない場所なんです。

そういうところを、議員である私はこの診断、耐震については、以前はこの耐震に、補強工事はできないというふうな話も聞いておりました。その耐震診断をすれば、恐らく補助金が出たとしても相当な金額がかかるでしょう。これは避けて通れない問題と思っています。だから私は取り上げたんですけども、この住宅耐震改修促進計画を策定をするということは、ここの庁舎まで、耐震診断についていよいよ動き出したんだなというふうに私は受け取ったので、市長、そのことについて何か考えがあればもう一度。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 副市長が答弁いたしましたけど、今回耐震改修促進計画というものを今からつくります。その中で、いつになるという、その計画の中で、いずれにしてもこの市役所の建物も対象になるだろうというふうに思います。そうすれば、おのずと耐震の診断もしなきゃならんということになると思います。そういうことで御理解いただければ結構だと思います。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） 先ほど言いましたように、改正案が出て、2015年までには自治体も公表しなければならないというふうなのははっきり出ておりますので、このことについ

ては早く明らかにやっていただきたいということを強く、市長もそういうふうなことをおっしゃいましたので、お願いしたいと思います。

それでは、次に行きます。次は、朝農学校跡地の活用についてでございます。

このことについては、私の市政報告会の中でも本当に、「どうなってんだ」と「なかなか表に出てこないんじゃない」と、「計画が全然わからないよ」ということの批判が本当に多いことです。市長も「もうしばらく待ってくれ」というふうな、「もうしばらくすると近いうちには皆さんの前に明らかにします」ということを聞いておりますので、もうしばらくというふうには思っていますけれども、それでもこの1年間何をやっていたんだということを申し上げさせてもらいたいと思いますけれども。

私、去年の施政方針、1年前の施政方針の中でもたしか市長、副市長に対して、総合運動施設のことについてもいろいろ物を申し上げたと思いますけれども、やはり、組織機構改革をして秘書政策課を立ち上げ、その中に朝農対策係を設置したと、「これは早く進めるために市長、副市長の直轄の係をつくったんですね」と問いましたら、「そのように理解されていいですよ」ということでなりました。

また、予算委員会の中では、私は賛成討論をいたしました。中身については、もう1回言いますが、早い時期に跡地活用のプランを示していただき、事業の内容、事業に要する経費、完成後の運営なども含め、議会と、あるいは市民の皆様と十分な連携のもとに進めていただきたいと要望をさせていただき、賛成討論をさせていただきますということも去年の予算委員会の中で私は言いました。

だから、この1年間全然表に出てこなくて、施政方針を見ても、「周辺道路の整備等必要な事柄に取り組む」と、何のことはよくわかりません。何だか本当遠回しな言い方で、何とわかりづらいなと思いますけれども、周辺道路が要るなら要るで、必要になったから要りますよとはっきり僕は書くべきじゃないかなと思うんです。

「事柄に取り組みます」というような、何か、じゃ何をどうするんですかということもありますし、予算書を見ましても、維持費の予算はいっぱい組んでありますけれども、じゃこれからの基本計画とか、あるいは総合体育施設の中身に入る実質の実施設とか、そういう予算も全く組んでないです、この予算書の中には項目が見当たりません。

道路についても見当たらないんです。道路については、建設課の中で恐らく入っているから朝農のところには入ってきてないとは思いますが、いずれにいたしましても、じゃ、ことしま設計も取りかからないんですかというふうにし受け取れないわけです。

周辺道路が必要なら必要で、基本的な基本構想なり、こういう施設が必要になったから道路はどの部分に必要になりましたと、だから、それについての測量なり用地買収に入りますということで、はっきり僕は何でおっしゃられないのかなと思いますけど、どうなんですか。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（井上博之君） 執行部の答えでしょうが、私のほうから先に具体的なことについてお答えしたいと思います。

全体構想についてですが、皆様御心配だと思います。私のところについてもできるだけ早く市民の皆様にお示しいただけるようには取り組んでいるところです。

今回のこの道路関係につきましてですが、どういう構想なり、どのような計画を立てるにしても、まず、施設の建設に着手する以前には開発計画というのは必要です。済みません。開発行為に対して必要ですので、それに適合する幅員の道路は必要になります。しかもその道路は施設を着手する前に完了していなければならないというのがございます。

ですので、今回の道路については施政方針に取り上げていただいたところなんですけども、しかも道路につきましては関係の住民の方はおられますし、その説明会から用地の取得、場合によっては移転補償もございましょう。その辺のところがございます。

着工するにしても全部一遍に路線の中にはですね、例えば1キロの中に全部一遍に終わるものでございませぬので、かなりの年月がかかってしまいます。ですので、先行して道路の整備をしていきたいということがございますので、このようになったというふうに私は思っています。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） 議員おっしゃいました早い時期に概要なり運営方法なり、そういった絵姿と申しますか、そういったものをお示しすべきだということについてはおっしゃるとおりだと思っています。

一方で、非常に広大なと申しますか、まとまりがある重要な施設ですので、そういったところに何を置くかということにつきましては、どのような機能を持つかということにつきましては、一方で十分な議論も要するというので、両方やっているもんですから、どうしてもなかなか示せずに、特に関係者の皆様、関心を持ってある市民の皆様方につきましてはなかなか進んでないんじゃないかという御心配があるかと思っております。

ただ、まずは基本計画なり実施計画につきましてもいきなり予算計上するということにもなりませんので、そういった場合には全体的な考え方につきましても具体的にまた皆様方とやりとりさせていただく場も必要でしょうし、そういったことも踏まえての予算化ということになりますと、前段で農業につきましては農業、体育施設については体育施設、その他の部分につきましても、いろんな方の意見も聞きながら、市役所としての考え方というのを示していらっしゃるという状況ですので、もう少しお時間をいただければと。

何をやっているんだということございましょうし、担当部署のほうも先ほどおっしゃいましたように、秘書政策課を秘書部局の中に持っておりますので、進めていきたいというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） 毎回同じような答えが返ってくるわけです。慎重に検討されてあ

るというのはよくわかります。しかし、行政も、というか、やっぱりスピード感がまるつきりないわけです。慎重になっているのはわかりますけども、議会、市長も前の議会、答弁の中で、じゃ、議会が案を出して、いろいろ提案をしたときに、もうちょっと待ってくれと、議会も案がある程度出てこないと審議のしようがないわけです。

一般質問で、ここでいろいろ言って、さっきも僕も登壇の中で言いましたように、言っても、「もうちょっと待ってください」と、「もうちょっと待ってください」と、あれだけの施設だから、そこまで慎重になるのはわかるんですけども、1年間本当に何をやっていったのかということすらわからない、私は。

今度出てきた中でも予算を見ても、来年度、25年度の中で具体的に検討の経費も入っていない。途中で出すつもりがあるかどうかはわかりませんが、基本的に25年度予算ですから、頭に出しとかないかんでしょ、やっぱり、幾らか。そこがわからないんです。市長、どうなんですか。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） いろいろと御心配をかけておくことについては申しわけないと思います。

ただ、秘書政策課に持ってまいりまして、この1年、それぞれの担当の職員を含めて非常に精力的に仕事をしていただいております。あの土地、12町歩という広大な土地、例えば、これを行政だけで何らかの活用をするということならば比較的早く出せるんだろうというふうに思います。

ただ、私は最初から言うておりますように、行政だけで活用するんじゃなくて、民間も含めてということで申し上げておりました。そうすれば、相手の民間との調整等も今大分進んできておるといことははっきり言えると思います。

その調整含めて、まだ、いわゆる行政だけならいいんですけども、そちらのほうを計画を出すということになりますと、すると名前が出てくるということになります。じゃ、相手方にとっても、勝手な話じゃないんで、それなりのいろいろ事情がありますので、今の段階で、じゃ、市が一方的に調整ができる前に出せるのかということもございますので、そこらあたりは御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） 理解します。

じゃ、いつ、期限は切ります。例えば、本年度中の6月議会には出しますよとか、9月議会には出しますよとか、もう期限は区切らないかんじゃないですか。どうでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） いずれにしましても私はこの25年度中で私の市長としての任期が終わります。ですから、それ以前、3月、2月とは言いません。それ以前の早いうちには出させていただくつもりであります。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） よろしくお願ひします。

それでは、次の質問に移ります。固定資産税率の0.05%の引き下げについての質問に移らせていただきたいと思いますけれども、基本的に市民はこういった減税は大歓迎でしょう。大歓迎すると思います。ということで、議員は市民の代表でございますので、市民の歓迎することについては賛成をせざるを得ないと思います。

しかし、片や減税することで市の財政運営はどれだけ影響が出るかもやはり議員として検証をしなければならないと思って今回質問するわけですが、まず、施政方針にあります徴収率は福岡県内でも低位にあるということで書いてありますけれども、私、調べさせていただきましたけれども、23年度、市民税の県内の徴収率は28市ある中で最低の28位でした。これは執行部は当然御存じだと思いますけれども、市町村、60市町村ありますけれども、その中でも57番目という市税の徴収率はそういうふうな現実がありました。

これは当然今までの決算とか、そういう中でもやはり滞納の大口が十数億円あるところがあるから、そこがずっと滞納を繰り越して残っているから、そのこの分の影響があつてのことと思って、単年度といえますか、その年度年度の徴収率は九十数%で、実態とすれば、それがなければ、徴収率から言えば県内でも真ん中ぐらいだろうということで報告は受けておりますけれども。

この固定資産税の税率を下げるという中で、当初森田市長が当選された後の一般質問の中で、徴収率を上げていかなければならないということもおっしゃっていただきましたけれども、ここ3年間の徴収率を見ましても、21年度が83%、22年度が82.1%、23年度が81.8%、これは余りほとんど変わらないし、伸びてはいないということがはっきりしております。

市長にお伺ひしますけれども、固定資産税率を0.05%引き下げることと徴収率の向上、これは直接徴収率の向上ができないと減税はしないということじゃないということです。そこら辺の徴収率の向上と減税については直接関係してるのかをお願いします。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 当然、市税の、税に限らず、あるものについての徴収率を上げていくという努力は不断にやらなきゃならんと思いますし、それと今回の固定資産税の0.05を引き下げることに、徴収率が上がらんとせんとかいという話をされているんだろうと思いますけれども、もちろん上げるという努力をしまひます。

それとともに今回、26年の4月1日からになりますけれども、今回出しておる条例の施行、0.05は下げさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） 徴収率の向上とは直接は関係なく、固定資産の税率は引き下げるということです。

徴収率の向上は、これもなかなか今景気が悪く、いろんな問題もありますので、一生懸

命担当課も頑張っていると思いますけども、じゃ、固定資産税率を0.05%今引き下げると、実際幾ら歳入が減るのかを具体的に教えていただきたいと思いますけど。

○議長（手嶋源五君） 税務課長。

○税務課長（原 憲児君） 今の質問に対してでございますけども、今、市長のほうがお話がありましたように、実施は26年度予定でございますけれども、25年度当初予算ベースで考えますならば1億1,600万円程度の減となると思っております。以上です。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） 1億1,600万円減収になるということです。

この固定資産税も平成24年には固定資産の評価がえがあつて、予算ベースですけども、予算書で比較すると2億4,000万円ぐらい固定資産税の歳入は減っております。合計すると3億5,000万円ほど減ってくるというふうな、単純に計算するとそういうふうに取り取れますけども。

要するにこの歳入が減って、じゃ穴埋めができるかということ、恐らくそう簡単に、どっかの部分も削らなければならないでしょうし、かなり行政サービスが低下をするんじゃないかという危惧もしますけども、仮に1億数千万円あれば、例えば社会資本整備事業とかで、交付金事業とかで、合併特例債とかで組み合わせると、事業費ベースで見ると五、六億円ぐらいの事業もできるぐらいの金額です。

それだけの税収が減ることについて、それでもやっぱり固定資産税を引き下げることではいけるとは思いますけども、財政としてはどういうふうにその辺は捉えてありますか。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） 歳入歳出と両方にかかりますので、財政課、あれですけども、私のほうからお答えしますと、まず、先ほどの話で若干補足しますと、標準税率が1.4%ですから、それを超えた部分についてが直接的な市の歳入として勘案できる部分ですので、その0.15%をどういうふうに見るかということで説明をしています。

ですから、さっきの1億何がしという数字につきましては、0.05%分、標準税率以上の部分の0.15%分の0.05%について見た場合の説明です。

議員おっしゃいました徴収率の話なんですけども、現年度分と過年度分と分けて見ますと、私、市長も就任しました最初の平成22年度当時の22年度の決算について見ますと、現年度分でも県内60市町村のうちで、普通税についてです。先ほど市民税御説明ありましたけども、普通税の主だったとこで見ますと55番目というような状況で、滞納繰越分に見ますと60番目ということですので、そこを同程度の市の標準的な部分まで上げるということになりますと、大体2%程度徴収率を上げればどの辺までいくんじゃないかと。

税の徴収につきましては、当然ですけども公平確実にやっていくということになりますので、そこがしっかりとできてくれば、その引き下がった分については整うんではない

かと。

もう一方で、市の歳出をどういうふうに見るかというのは、毎年経済状況も違いますし、実際に入ってくる歳入ということになりますと毎年多少のぶれはございます。そういった中で、公共事業につきましてもそうですし、その他の単独事業につきましてもどのような歳出としてくみ上げていくのかということになりますので、行政サービスを落とすことがなく、毎年毎年の歳出については整えていくというのが当然ですので、そういった考え方を持っています。

まずは徴収率のところを改善すれば論理上は合いますので、そこをしっかりとやっていくと、一方で、具体的などころにつきましては毎年毎年の歳入を見ながら歳出を立てていくということで考えております。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） 結局歳出を削っていけばバランスがとれるということでしょうけれども、やはり、減税をするということで市民とか企業は本当に、この時代ですからやっぱり喜ぶと思います。

それともう1点は、この減税措置が来年からです。ことしからできないのは何か理由があつてのことでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） いずれにしても市民の皆様に影響することですので、いきなりということではなくて、少し時間を置こうと、また、事務的なことを言わせていただきますと、いろんなシステムの改修とか、そういった部分もあるので若干時間が必要だということ、年度途中というのもありますけれども、区切りとしまして翌年度からということで今回1年置いた形で提案をさせていただいておるという状況です。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） 市長にお伺いしますが、何で今の時期なのか、当選されてすぐやられてもよかったんじゃないかなと思いますけれども、そこら辺をお願いしたいと思います。

それともう1点が、どうせ減税をされるなら、標準課税である1.4%、他市の近隣を見ると1.4%が多いわけです。都市計画税があるとは別として、その減税をすることによって市民の皆様が喜んだり、企業誘致を地域の活性化に結びつけていこうとするのであれば、じゃ、1.4%でも私はいんじゃないかと思いますが、そこら辺をお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） なぜ今の時期なのかということでもありますけれども、すぐすりゃよかったやないかという話ですが、最初、じゃ、今の、私なりに、朝倉市のいわゆる税の収納のあり方がどういう状況なのかということをしちっと把握した上でやりたかったとい

うことが、結果的にこの時期になったということでもあります。

それと、どうせするなら標準税率の1.4にすればいいじゃないかという話があるようですけれども、もともと甘木市当時は1.6であったというふうに記憶しております。平成13年にそれを0.05下げて今の1.55というのがずっと今日まで来てるわけでもあります。

合併された時、朝倉町、杷木町はたしか1.4であったのではなかろうかなど、たしか。それは合併の当時の話し合いの中で、当時の甘木市の税率を引き継いできたということで、今日までそういう形で来たんだろうと思います。

それはいろいろ、1.4とか議論はあろうかと思えますけれども、今、言われるように、例えば今一挙に0.15下げるということは、なかなか今現状として難しいということで、少なくとも他市の状況等を見ても1.4ありますけれども、1.5というところが市においては比較的が多いようだ、少なくともそこまで下げれば、市民の皆さん方にとっても朝倉市は税金が高いというイメージの払拭もできるのかなということと、今回については0.05下げさせていただくということで、議会の皆さん方にも御協力をお願いしたいというふうに思います。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） 時間がなくなってまいりましたので、この問題についてはまだほかの議員も質問される、ですので、その中でのやりとりもまた聞かせていただきたいと思えます。

最後は、あと5分しかないので簡単にいきますけれども、甘木公園の問題です。これも柴山議員のほうからたびたび質問されておりますけれども、私が市政報告会の中で皆さんの意見を聞いている中で、今度、改修工事が今されておりますけれども、とにかく何もわからないままに市民、普段使っている方が何もわからないままにいきなり始まったと、工事の案内の図面すらなかったと。

子どもたちが幼稚園児、これはその方がおっしゃっていたんですけれども、幼稚園の遠足に来られて、ショウブ池のところで遊ぼうと思ったら、そこが工事中だったもんですから、ほかのところに行かざるを得ないと非常にとまどってあったとか、あるいはグランドゴルフを頻繁にされている方も遊具の工事が始まって狭くなったりとか、水たまりが多いほうでせないかんとなったとか、そういうふうな苦情が当然あったと思うんです。

何でその担当課は、せっかく市民があれだけ普段利用されている公園の、本当に立派な工事をされるに当たって、何で広報、市報のひとつでも載せなかったのか。これは、まずそこら辺が何かおかしいと思えますけど。

○議長（手嶋源五君） 都市計画課長。

○都市計画課長（末次和幸君） 議員おっしゃるとおりでございます。申しわけございません。今後、広報とかホームページとかに事業の内容とかを提示したいというふうに考えております。申しわけございませんでした。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） きょうの質問は中身に入られませんので、簡単に触れますけど、とにかく丸山公園、甘木公園というのは本当にこの朝倉市の財産でもございますし、普段利用されている方がいっぱいおられますし、その運営を市民の皆さんも本当に参加しながら、あの公園をどういった公園にしていこうかという運営計画なりを立てて、そこで考えていかなければいけないんじゃないかということでも、きょうは質問項目を出したんですけども。

それをするにおいては、市民参加の次に上げている公園里親制度というところで、ボランティアグループがいろいろ実際されている方もおられると思いますけども、そういう人たちにはっきり市とそういう団体と契約をして、道具の貸し出しとか、もし何かあったときの保険の手当てとか、市民はとにかくあの公園に関心を寄せている方はいっぱいおりますし、本当なら協働の社会づくりとか、今いろいろ基本指針とかつくってありますけども、実際そういうことをやったほうがいいんじゃないかと思いますけども、それについてお願いしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 都市建設部長。

○都市建設部長（上野篤也君） 市民参加型の里親制度というふうな形での制度はいかなものかというふうな御質問だと思っております。

この事業、里親制度と申しますのが、市民と行政の協働事業の一つでございまして、市民団体が公共施設の里親となりまして、任された施設の管理を行うと、そういうことでございまして。

活動内容といたしましては、任されたといいますか、管理していくべきものの清掃ですとか除草、そういう形の、それから、施設の維持管理に対する情報等の提供などのことでございまして。

基本的にはボランティアの無償でございまして、それに当たっての活動に対する物品等の支給、それから、ボランティア保険、そういう形の加入などはしていきたいと、そういうような形で今後これについての検討が必要になってくると思っております。以上でございまして。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） では、検討のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

時間が70分では足りませんでした。以上をもちまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分休憩